

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

2. バーゼルⅡ第2の柱の実施について

コメントの該当箇所	コメント	金融庁の考え方	提出先
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針全般</p>	<p>(意見等の概要)</p> <p>改正案において明示されているとおり、各金融機関の「それぞれの経営戦略」、「規模及びリスク特性等」、「自己管理型のリスク管理」等に配慮した、「自発的な取組みを最大限尊重」した運用に留意願いたい。</p> <p>(具体的意見等)</p> <p>地域金融機関が抱えるリスク特性は、金融機関の規模、地域等によって区々であり、当然にリスク管理方針も異なるものである。地域金融機関は、地域経済への影響等も勘案しつつ、重要な経営課題としてそれぞれのリスク特性に応じたリスク管理の高度化に取り組んでいるところであり、こうした各金融機関の自発的な取組みを最大限尊重した柔軟な運用に留意願いたい。</p>	<p>監督指針にも示しているとおり、中小・地域金融機関の規模・リスク特性の多様性に鑑み、それぞれのレベルに応じた自主的な取組みを最大限尊重するとともに、直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とすることとしています。</p>	<p>全国地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針全般</p>	<p>(監督指針の運用について)</p> <p>「統合的なリスク管理」については、「金融機関の自発的な取組みを最大限尊重」とされ、中小・地域金融機関への対応の配慮が示されており、早期警戒制度についても「早期警戒ラインの基準に該当する場合でも経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。」といった考え方が示されている。実際の運用においても、以上のような点に十分配慮した監督・検査が行われるようお願いしたい。</p>	<p>監督指針に示しているとおり、統合的なリスク管理については、中小・地域金融機関の規模・リスク特性の多様性に鑑み、それぞれのレベルに応じた自主的な取組みを最大限尊重するとともに、直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とすることとしています。</p> <p>また、早期警戒制度についても、監督指針に示している通り、個々の基準に該当する場合でも、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。</p> <p>こうした主旨が、実際の運用においても徹底されるよう、努めてまいります。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針全般</p>	<p>(監督指針の運用について)</p> <p>早期警戒制度における大口と信リスク、アウトライヤー基準について、監督上の目線を具体的に示していただき、透明性・予測可能性のある運用をお願いしたい。</p>	<p>銀行勘定の金利リスクについては、バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ第2の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」の中でその算出方法の詳細について書かれており、こうした記述に基づき、監督指針の中でも、可能な限り詳細に記述することとしたところです。</p> <p>一方、信用集中リスクについては、銀行が定期的なストレ</p>	<p>第二地方銀行協会</p>

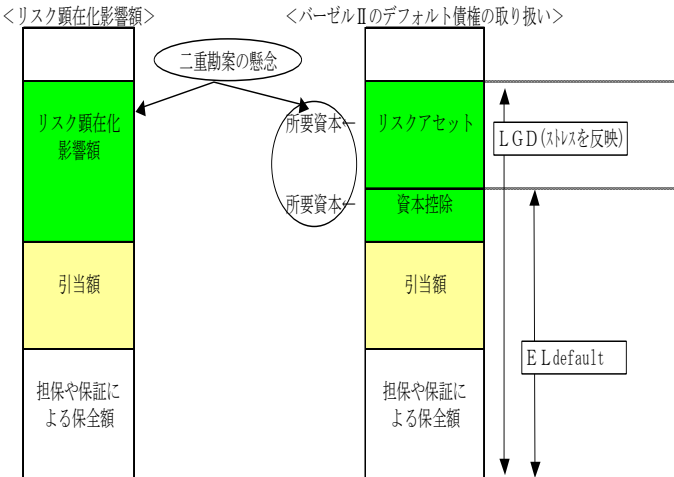
		<p>ステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度合の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(1) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(2) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額〔＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところです。</p>	
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針全般</p>	<p>(適用開始時期について)</p> <p>今回の監督指針の改正は、平成18年4月からの適用となっているが、(a)バーゼルⅡは、3つの柱が一体となってリスク管理の高度化を促していくという枠組みであること、(b)バーゼルⅡ第2の柱への適切な対応を促すうえでは、監督指針の改正の趣旨、実際の運用の考え方・運用方法等について十分周知し、当局と金融機関の目線を合わせてから適用を開始すべきと考える。</p> <p>ついで、第2の柱の実施に伴う監督指針の改正については、平成19年4月からの適用としていただき、また、アウトライヤー基準については、平成19年3月末の計数から適用すると、金融機関としては、実質的には平成18年度中から基準に則した対応が必要となることから、平成20年3月期（例えば、平成19年9月末の計数）から適用する等の対応をお願いしたい。</p>	<p>統合的なリスク管理の考え方の導入については、リスク管理に対する当局の着眼点（金融機関による、よりの確な自己管理型のリスク管理を促すこと等）を明確化したものであり、第1の柱や第3の柱とは違い、特に金融機関に新たな規制を課すものではないことから、第1の柱や第3の柱に先駆けて適用することとしています。</p> <p>ただし、アウトライヤー基準については、金融機関によっては金利リスク量の算定の準備作業が必要であり、十分な準備期間を設けたところです。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-2-1</p>	<p>監督指針改正案では「金融機関の自発的な取り組みを最大限尊重すること」、「中小・地域金融機関向けには『規模やリスク特性を勘案した評価・検証』が行われること」、更には「直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない場合の取扱い」が明示されている。したがって、監督上の運用にあたっては、これらを踏まえ、くれぐれも機械的・画一的な取扱いとならないよう、金融機関の特性及び置かれている環境等に十分ご配慮いただくとともに、金融検査にあたっては、その趣旨を十分徹底していただきたい。</p>	<p>監督指針に示しているとおり、統合的なリスク管理については、中小・地域金融機関の規模・リスク特性の多様性に鑑み、それぞれのレベルに応じた自主的な取り組みを最大限尊重するとともに、直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない金融機関に対しては、原則として早期警戒制度に基づく対応を基本とすることとしています。</p> <p>こうした主旨が、実際の運用においても徹底されるよう、努めてまいります。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 全般</p>	<p>今回、提示されているいくつかの指標については、今後オフサイト・モニタリングの報告様式の変更等にて対応されるのか。 <例えば以下のような事項> ○ 信用リスクにおけるストレステスト関係(Ⅱ-2-4-2(5)) ○ 市場リスクにおけるストレステスト関係(Ⅱ-2-5-2(5)) ○ 「アウトライヤー基準」における金利リスク量(Ⅱ-2-5-3(2))</p>	<p>今後、オフサイト・モニタリングの報告様式の変更も含め、適切に対応してまいります。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-2-1</p>	<p>(統合的なリスク管理について) 「規模やリスク特性等にかんがみて直ちに高いレベルの統合的なリスク管理を求めることが適当でない」かどうかの判断基準(監督上の目線)を示していただきたい。 また、この「高いレベル」および「適切なレベルの統合リスク管理態勢」とは、それぞれどのようなレベルを想定しているのかについて示していただきたい。</p>	<p>規模やリスク特性は、金融機関によって区々であり、画一的な判断基準を示すことは困難です。そもそも、リスク管理の手法については、監督当局がその基準を示すのではなく、各金融機関が自らの規模やリスク特性に応じ、自らが適切であると考えるレベルの手法を採用し、金融機関がその妥当性を監督当局に説明できることがこの本監督指針の趣旨であることにご留意下さい。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-2-1(2)</p>	<p>(意見等の概要) 統合的なリスク管理の検証の着眼点として、主要なリスクがTier 1でカバーされているかという項目があるが、リスク管理方針は各金融機関で区々であると理解しており、Tier 1を基準とした画一的な運用はすべきではない。 (具体的意見等) 例えば、株式の時価が上昇した場合、株式の評価益とリスク量がともに増加するが、配賦原資をTier 1に限定すると、株式の評価益はTier 1で勘案されないため、リスク量のみが増加し、リスクテイクの余地が減少することとなる。主要なリスク量の水準については、各金融機関のリスク管理方針等も踏まえ、Tier 1を基準とした画一的な運用とするのではなく、着眼点を柔軟に運用することとしていただきたい</p>	<p>この着眼点については例示であり、例えば金融機関によってはTier 1に代わる指標を用いている場合も考えられるので、ご意見のとおり画一的な運用はすべきではないと考えています。</p>	<p>全国地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-2-1(2)</p>	<p>(意見等の概要) 「二. 各事業部門等」を「各リスクカテゴリー・各事業部門等」へと修正していただきたい。 (具体的意見等) 金融コングロマリットを形成する主要行と事業部門の構造が単純な中小・地域金融機関とでは、事業部門別管理の必要性は異なると思われる。 「各事業部門等」には、各リスクカテゴリー別の管理も含む旨を</p>	<p>事業部門別管理を行っていない中小・地域金融機関を念頭に、ご指摘の通り修正することとします。</p>	<p>全国地方銀行協会</p>

	<p>明示していただきたい。 (ホ. の記載では「各事業部門」に「等」が付されていないが、ニ. と同様の主旨と理解してよいか)</p>		
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-2-2</p>	<p>(監督指針の運用について) 第2の柱の実施に伴う早期警戒制度の活用については、当局による統合的なリスク管理態勢の評価・検証の補完的な対応と位置付けられているが、現行の早期警戒制度の枠組みは、銀行法第26条に基づく業務改善命令の発出も行うことを想定した制度であり、自己管理型のリスク管理を基本とする第2の柱の趣旨との整合性をどのように考えているかについて示していただきたい。</p>	<p>バーゼルⅡ第2の柱では、 「原則1：銀行はリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度評価のプロセス、自己資本水準維持のための戦略を有するべき。」 とされており、銀行の自発的なリスク管理を基本としつつも、 「原則2：監督当局は、銀行の自己資本比率、銀行内部の評価・戦略を検証・評価すべき。結果に満足できない場合適切な監督上の措置を講ずるべき。」 「原則3：監督当局は、銀行に最低所要自己資本比率以上の水準を期待すべきであり、最低水準を超える自己資本の保有を要求する能力を有しているべき。」 「原則4：監督当局は、銀行の自己資本の最低水準以下への低下を防止するための早期介入を目指すべき。自己資本の維持又は回復がされない場合に早急な改善措置を求めるべき。」 と、監督当局の一定の関与を求めています。 こうしたことから、我が国においては、既存の早期警戒制度の枠組みを活用し、銀行の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なリスク管理を促すこととしています。 ただし、早期警戒制度の枠組みの下では、個々のリスク等の基準に該当する銀行に対しヒアリング等の監督上の対応を実施していくこととなりますが、そうした場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-4-2 (2)、II-2-4-3 (2)</p>	<p>II-2-4-2(2)、II-2-4-3(2)について 信用組合は、地域の中小零細事業者や地域住民のための地域信用組合、医師など同じ業種の事業者を組合員とした業域信用組合及び官公庁等一定の同じ事業体の職員を組合員とした職域信用組合と3つのタイプがあります。信用組合はその成り立ちにおいて、特定の地域、特定の業種への与信集中等にならざるを得ない状況にあります。信用組合は、その特性からリスクの分散については限界があるため、個々の信用組合の特性に応じた当局の監督を要望いたします。</p>	<p>早期警戒制度の枠組みでは、まずは各金融機関を(業態によらず)一律の目線(個々のリスク等の基準)でモニタリングすることとしています。ただし、その運用に際しては、個々のリスク等の基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、業態ごとの特性等も十分に加味し、適切な対応を行っていくこととなります。</p>	<p>全国信用組合中央協会</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II - 2 - 4 - 3 (2)</p>	<p>(統合的なリスク管理について) 自己資本比率への影響度は、どのような観点・基準で改善の必要性が判断されるのかについて、具体的に示していただきたい。</p>	<p>バーゼル銀行監督委員会のバーゼルII第2の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」において、算出方法が詳細に記されている銀行勘定の金利リスクと違い、信用集中リスクについては、銀行が定期的なストレステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度合の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(1) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(2) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額〔=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところです。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 12頁 III - 2 - 3 - 2 - 5 (1)③ 信用リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく早期警戒 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II - 2 - 4 - 3 (2))</p>	<p>公平な早期警戒制度とするためには以下の具体的な基準又は考え方を示していただきたい。</p> <p>①「与信残高が上位一定数以上の先」の「一定数」の具体的な基準</p> <p>②「大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額」の「大口与信先」の具体的な基準</p> <p>③「一定割合が損失」の「一定割合」の具体的な基準</p>	<p>バーゼル銀行監督委員会のバーゼルII第2の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」において、算出方法が詳細に記されている銀行勘定の金利リスクと違い、信用集中リスクについては、銀行が定期的なストレステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度合の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(1) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(2) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額〔=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(引当金を除く)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところです。</p>	<p>全国銀行協会</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－４－３ (2)</p>	<p>(統合的なリスク管理について) 「与信残高が上位一定数以上の先」の「一定数」および「一定割合が損失となったと仮定した場合」の「一定割合」について、具体的に示していただきたい。</p>	<p>バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ第２の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」において、算出方法が詳細に記されている銀行勘定の金利リスクと違い、信用集中リスクについては、銀行が定期的なストレステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度合の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(１) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(２) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額〔＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところです。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－４－３ (2)</p>	<p>Ⅱ－２－４－３(2)については、業務運営に活用するためにも、列挙されている「基本的な指標」を含め、明確な基準が示されている方が好ましいことから、次の事項については、「監督指針」その他何らかの方法で明示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口与信の定義における「上位一定数」 ○ 「大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額の～」における「一定割合」 	<p>バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ第２の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」において、算出方法が詳細に記されているバンキング勘定の金利リスクと違い、信用集中リスクについては、金融機関が定期的なストレステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度合の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(１) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(２) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額〔＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところです。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>

<p>主要行等向けの総合的な監督指針 12 頁 Ⅲ-2-3-2-5(1)③ 信用リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-4-3(2))</p>	<p>「大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額(=大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額(担保・保証及び引当金により保全されていない債権額)の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額)を勘案した自己資本比率を基準とする」とあるが、バーゼルⅡの先進的内部格付手法においては、下図の通り、デフォルト債権の非保全額に既に所要資本が賦課され、LGDの自行推計の方法次第では「リスク顕在化影響額」の一部が取り込まれることが考えられる。そうした各行の試みについても十分な配慮(意見交換会の実施、自行推計値のモニタリング等)をして頂いた上で、本件の基準を策定して頂きたい。</p> 	<p>本件の基準については、皆様から寄せられたご意見等も踏まえて適切に策定してまいります。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 13 頁 Ⅲ-2-3-3-1 市場リスク管理 意義</p>	<p>今回の「市場リスクの定義」の改訂趣旨を示していただきたい。なお、一つの用語の定義を複数とすることで混乱をきたす恐れがあるので、金融検査マニュアルと同じ定義(現行通り)として頂きたい。</p>	<p>市場リスクに係るオフサイト・モニタリングにおいて、従来の有価証券の価格変動等に加えて、資産、負債及びオフバランス取引の経済価値の変動等による影響を見ることとしたことに伴い市場リスクの定義を変更したものです。</p>	<p>全国銀行協会</p>

<p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-1)</p>			
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-1</p>	<p>市場リスクの定義が冒頭に示されていますが、負債のうち預金について、金融機関側の都合により返済する場合、期限の利益相当額の返済は必要だと思われませんが、金利が低下した場合の現在価値上昇による返済額の増加については、考慮しなければならない合理性があるのでしょうか。</p>	<p>金利が低下した場合は、負債である預金の現在価値は上昇すると考えられます。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-2(5)</p>	<p>ストレステストの大きさとしては、円金利 100BP、200BP、VaR(1M, 99%)などいろいろな計測手法や変化幅・信頼区間の大きさなどが選択できると考えられるが、その計算方法の選択については金融機関の自主性にまかせられると考えてよいか。あるいは最低限この大きさ以上のリスクを計測する必要があると決められた基準があるか。</p>	<p>ストレステストの方法については、金融機関が適切だと考える方法により行うものと考えています。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 14頁 III-2-3-3-2(12) 市場リスク管理 主な着眼点 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-2(7))</p>	<p>「(12) (前略) コア預金の内部定義を適切に行い、<u>バックテスト</u>等による検証を行っているか。」とあるが、<u>バックテスト等</u>とは、内部定義によるコア預金の残高等の妥当性を実証データに基づき検証を行うことと理解してよいか。</p>	<p>その理解で結構です。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-2(7)</p>	<p>コア預金の内部定義を考えバックテストを行う場合、ゼロ金利政策が長期にわたり続いているため、金利上昇に伴う預金の流出測定が困難な状態にある。そのため必ずしも適切なバックテストを行えるとはいえない状況であるが、今後金利が上昇した場合にバックテストを行う予定とし、例えば太宗において金利上昇の期間が無いものの過去データを用いてコア預金の大きさを検討してよいか。</p>	<p>ご意見のとおり、例えば太宗において金利上昇の期間が無いものの過去データを用いてコア預金の大きさを検討しても差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－２ (7)</p>	<p>「コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。」については、「Ⅱ－２－５－３(2)」におけるコア預金の定義のうちb. を選択した場合にのみ適用されると解してよいか。なお、仮にa. を選択した場合でも適用されるとすれば、具体的に求められる内容は何か。</p>	<p>当該着眼点は、内部管理上コア預金を用いている場合に適用されることにご留意下さい。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)①</p>	<p>②と比べて非常に定義が曖昧です。一体どのような状況が「改善と認められる」ことに該当するのか、詳細に記述するか、複数の例示をお願いします。</p>	<p>バーゼル銀行監督委員会のバーゼルⅡ第2の柱における「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」において、算出方法が詳細に記されているバンキング勘定の金利リスクと違い、信用集中リスクについては、金融機関が定期的なストレステストを行い、適切に管理すべきであること、当局は、ストレステストの結果の検証を包含した信用集中リスクの度の評価をするべきこと、のみが示されています。</p> <p>早期警戒制度における具体的な基準については、開示された場合の風評リスクや、今後の見直しの可能性等を勘案し、従来から非公表としているところですが、バーゼル委員会の文書にある記述を踏まえて、</p> <p>(1) 不良債権比率、大口与信比率、特定業種への集中度といった基本的指標や、</p> <p>(2) 大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額 〔＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（引当金を除く）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額〕</p> <p>といった、ストレステストの結果を早期警戒制度の基準として採用することを明らかにし、可能な限り当局の視点を明確化したところ です。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 15頁 Ⅲ－２－３－３－ 3(1)③ロ. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒 (中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３</p>	<p>アウトライヤー基準は、銀行業を営む子会社が傘下にある場合には、各銀行毎に独立に計算し、その結果を合算する方法でもよいか確認したい。</p>	<p>その方法でも差し支えありません。</p>	<p>全国銀行協会</p>

(2) ②)			
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 15 頁 Ⅲ－２－３－３－３(1)③ロ. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３(2) ②)</p>	<p>「標準的金利ショック」としては、「①上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」と「②保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック」の 2 種類の金利ショックがあり、その選択は「銀行の選択に委ねられる」とあるが、②の金利ショックを選択した場合においても、全体への影響が小さい通貨については、①の金利ショックを使用してもよいか。</p> <p>また、資産/負債の 5% 以下の全体への影響が小さい通貨については、バーゼル委員会「金利リスクの管理と監督のための諸原則」(2004 年 7 月) のパラグラフ 82 で示された考え方に従ってよいことを確認したい。</p>	<p>ご意見のとおりでも差し支えありません。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 15 頁 Ⅲ－２－３－３－３(1)③ロ. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３(2) ②)</p>	<p>「標準的金利ショック」による経済価値の低下額の算出方法は、標準的金利ショック毎に、例えば、以下の算出方法でもよいか確認したい。</p> <p>① 「上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」を選択する場合 上下 1 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショックにより算定された、現在価値の変化額がマイナス方向の金額に、200 を乗じた額</p> <p>② 「保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック」を選択する場合 上下 1 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショックにより、通貨ごとに現在価値が減少する方向（金利上昇、金利下降方向のいずれか）を決定する。</p> <p>通貨毎に決定した方向に基づき金利ショック（シナリオ）を作成する。例えば、金利上昇方向を選択した通貨の場合、グリットポイント毎（ターム毎）の過去データを用いて、1 年（保</p>	<p>基本的に御意見のような算出方法でも差し支えありませんが、②においては 1 B P の平行移動で計算する方向を決定してしまうのではなく、上昇方向/下降方向の二通りとも計算しておくこととした上で、現在価値がより減少する方向を採用してください。</p> <p>ただし、リスク特性において大きな非線形性を有する資産・負債・オフバランス取引を多く保有する金融機関に関しては、精緻に計算した場合と簡易な方法を採用した場合とを比較確認することが望ましいと考えます。</p>	<p>全国銀行協会</p>

	<p>有期間)のリターン値を最低5年分算出し、リターン値の大きい順(金利上昇幅(率)の大きい順)に並べ、99パーセンタイル値をカバーする金利上昇方向でのリターン値を求める。</p> <p>グリット毎に求めた99パーセンタイルのリターン値を、各グリットポイントのBPV(金利1BP上昇による現在価値の変化額)に乗じて単純合計する。</p>		
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 15頁 Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-5-3(2)②)</p>	<p>「(別紙1)バーゼルⅡ第2の柱の実施について」においてアウトライヤー基準の適用開始は「19年4月」となっており、一方、「Ⅲ-2-3-3 市場リスク管理 3(1)③ロ アウトライヤー基準」において「(19年3月期より適用)」とある。この表現は、19年3月期基準の計数に基づいて、19年4月1日以降においてアウトライヤー基準をモニタリングの対象とするという理解でよいか確認したい。</p>	<p>その理解で結構です。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ-2-5-3(2)</p>	<p>アウトライヤー基準の適用時期については、「監督指針改正案：Ⅱ-2-5-3(2)」において「平成19年3月期」との表現があるが、誤解を生じるおそれがあるため、例えば「平成19年3月末のリスク量に基づき、同年4月以降評価・検証作業を行う。」等の表現に改めていただきたい。</p>	<p>「平成19年3月期」の解釈については、そのようなご理解で結構ですが、この表現について、特段大きな誤解が生じるおそれがあるとは考えておりません。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 16頁 Ⅲ-2-3-3-3(1)③ロ(注1) 二.a. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく</p>	<p>「二.a.② 過去5年の最大年間流出量(過去5年で一度も預金の大宗において金利上昇がなかった場合は、過去5年を超える直近の金利上昇時の年間流出量)を現残高から差し引いた残高」とあるが、円金利では、1990年以後現在にいたるまで基本的に金利下降局面であったため、下線の直近上昇時の年間流出量に該当するデータは、1990年まで遡る必要がある。しかし、当時の状況(ペイ・オフの導入及び主要行統合等以前)と現時点では銀行を取り巻く環境が大きく異なっていること、また、信頼に足るデータが取得できないこと等の理由により対応が不可能である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当該部分を削除し、以下のように修正することとします。</p> <p>「二.a.② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高」</p>	<p>全国銀行協会</p>

<p>早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②)</p>	<p>下線部の記載事項について、「過去5年で一度も預金の太宗において金利上昇がなかった場合は、過去5年を超える直近の金利上昇時、もしくは、過去10年の年間最大流出量」に変更していただきたい。</p>		
<p>主要行等向けの総合的な監督指針 16頁 Ⅲ－２－３－３－３(1)③ロ(注1) 三. 市場リスク管理 オフサイト・モニタリングに基づく 早期警戒</p> <p>(中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②)</p>	<p>「三. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を当局に説明できる場合には使用することができる」とあるが、モデルに基づく高度なリスク計算方法には、予測する際に、過去の事象が引続き継続されるものとして推定する方法も含まれることを確認したい。</p>	<p>基本にご意見の方法も含まれますが、金利ショックの下での状況が想定されている必要があることにご留意ください。</p>	<p>全国銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②</p>	<p>(意見等の概要) アウトライヤー基準の運用については、当局と各金融機関との双方向の対話を重視するとともに、金融市場等に十分配慮した弾力的な運用に留意願いたい。 (具体的意見等) 安定性改善措置は、通常のアフサイトモニタリングを通じて、各金融機関の適切な市場リスク管理を促すものであると理解しており、アウトライヤー基準の運用については、改正案にも明示されているとおり、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされる」ことのないよう、各金融機関との双方向の対話を重視しつつ、金融市場への影響等にも十分配慮した弾力的な運用に留意願いたい。</p>	<p>金利リスクに関しては、監督指針にあるように、予め設定した基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。 改善が必要とされる場合であっても、各金融機関との十分な双方向の対話を通じて金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うこととしています。</p>	<p>全国地方銀行協会</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>(「アウトライヤー基準」について) アウトライヤー基準の数値のみが注目され、単にその高低だけをもって評価される懸念があるため、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該銀行の経営が不健全であると自動的にみなされるものではない」ことを、広く一般にも周知していただきたい。 なお、第3の柱に基づく開示項目が今後具体的に定められることになっているが、金利リスクに関する開示項目については、十分慎重に検討していただきたい。</p>	<p>銀行勘定の金利リスクに関しては、監督指針にあるように、予め設定した基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。 改善が必要とされる場合であっても、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うこととしています。 以上の主旨については、今後説明会等を通じて、広く周知していききたいと考えています。</p> <p>金利リスクを含め第3の柱に基づく開示項目はバーゼル合意において明示的に定められており、金融庁としても平成17年3月31日に「第3の柱(市場規律)における開示項目(案)」を公表しているところです。 なお、第3の柱に基づく金利リスクの開示については、アウトライヤー基準に基づき当局に提出する金利リスク量ではなく、各金融機関が内部管理上使用している金利リスクについて、その算定方法等を含めて開示することになることにご留意下さい。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>監督指針改正案では、「アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局が直ちに経営改善を求めるものではない」と明示されている。したがって、本趣旨を金融庁内部だけではなく、広く一般に周知していただくとともに、運用に当たっては、風評リスクを招くことのないよう、適切な対応をお願いしたい。</p>	<p>バンキング勘定の金利リスクに関しては、監督指針にあるように、予め設定した基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。 改善が必要とされる場合であっても、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うこととしています。 以上の主旨については、今後説明会等を通じて、広く周知していききたいと考えています。</p>	<p>全国信用金庫協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②(注2)</p>	<p>II-2-5-3(2)②(注2)について 運用上、その通りの監督の徹底をお願いします。</p>	<p>バンキング勘定の金利リスクに関しては、監督指針にあるように、予め設定した基準に該当する場合であっても、当該金融機関の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、当局としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではありません。 改善が必要とされる場合であっても、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うこととしています。 以上の主旨については、今後説明会等を通じて、広く周知していききたいと考えています。</p>	<p>全国信用組合中央協会</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②</p>	<p>(「アウトライヤー基準」について) 現在の金利水準や地域金融機関の国債保有状況等を勘案すると、「上下 200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショック」を用いることは、金融市場へ極めて大きな影響が生じることが懸念されるため、我が国の実情を踏まえた現実的なアウトライヤー基準を設けるべきと考える。</p>	<p>200 ベーシス・ポイントの平行移動による金利ショックのほかに、過去 5 年間の金利変動に基づく金利ショックを使う選択肢もあります。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②</p>	<p>(「アウトライヤー基準」について) 銀行勘定の金利リスク量に関し、平均的な地域金融機関の資産・負債構成等現状に即した設例により、具体的な計算方法を示していただきたい。 また、上記の設例において、以下の点について、具体的な事例・計算方法等を併せて示していただきたい。 ア. 「保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセンタイル値と 99 パーセンタイル値による金利ショック」の算定方法。 イ. コア預金の定義における、(a) 最大年間流出量の算出方法および (b) 過去 5 年で預金の大宗において金利上昇があったかどうかの判断基準（この取扱い内容によっては、5 年を超える過去のデータを参照し、最大流出量を算出する必要があるが、信頼できるデータが取得できないことも想定される）。 なお、金利ショックは金利の上昇、低下の両方の影響を見ることとなっているが、最大年間流出量の算出に限り、金利上昇時としているのは何故か。金利変動に関係なく過去 5 年の最大年間流出量でもよいのではないかと考えるがどうか。 ウ. コア預金の満期を 5 年以内に独自に定める場合の考え方。</p>	<p>ア. 具体的な計測方法の一例としては以下のとおりです。 ① 内部管理上使用している各期間帯について、1 年前の営業日との金利の差を最低 5 年分算出する。(240 日×5 年で 1200 のデータが算出されます) ② 期間帯ごとに①のデータを値の小さい順に並び替る。 ③ 並び換えたデータのうち 1 パーセンタイルと 99 パーセンタイルに当たるデータを取り出す。(1 つの期間帯につき、総データ数が 1200 個とすれば、下から 12 番目と上から 12 番目のデータがこれに当る。) ④ 算定基準日の金利に③の変動を加えた場合の最大金利リスク量を算出する。 イ. (a) 最大年間流出量はネットの流出量を算出することで差し支えありません。 (b) 当該部分は削除します。 ウ. 金融機関で判断すべきと考えています。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②</p>	<p>(「アウトライヤー基準」について) 2 種類の標準的金利ショックの選択については、任意に変更できるのか。</p>	<p>アウトライヤー基準における標準的金利ショックの選択は、金融機関に委ねられます。ただし、一般論として、マーケット環境の変化に応じてより適切な方法に変更することは認められますが、基本的にはできる限り一貫して使用することが望ましいと考えています。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (2)②</p>	<p>(「アウトライヤー基準」について) Ⅱ－２－５－２ (7) において、「コア預金の内部定義を適切に行い、バックテスト等による検証を行っているか。」とあるが、当該着眼点は、コア預金の定義に内部モデルを用いた場合のものであり、「Ⅱ－２－５－３ (2)② (注 1) 二. a.」に記載されている定義を</p>	<p>当該着眼点は、内部管理上コア預金を用いている場合に適用されることにご留意下さい。</p>	<p>第二地方銀行協会</p>

	用いた場合は、適用されないという理解でよいか。		
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②	（「アウトライヤー基準」について） 金利リスク量の算出を、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法を用いて行う場合、および、コア預金の定義を、銀行の内部管理上のモデルを用いて行う場合それぞれについて、合理性を判断する監督上の目線（最低要件等）を示していただきたい。	リスク管理の方法は、金融機関によって区々であり、画一的な判断基準を示すことは困難であるため、個別に判断することになります。	第二地方銀行協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②	標準的金利ショックの①（200bp）と②（パーセントイル）の選択については、市場金利の状況等に応じて、随時変更可能であると解してよいか。	アウトライヤー基準における標準的金利ショックの選択は、金融機関に委ねられます。ただし、一般論として、マーケット環境の変化に応じてより適切な方法に変更することは認められますが、基本的にはできる限り一貫して使用することが望ましいと考えています。	全国信用金庫協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②	コア預金に関して、「引き出されることなく長期間銀行に滞留する」の部分については考え方がある程度明示されているが、その他の事項についても「監督指針」その他何らかの方法で明示していただきたい。	コア預金に関して、これ以上の詳細を公表する予定はありません。	全国信用金庫協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②	「満期は5年以内（平均2.5年）」とあるが、平均年数も「2.5年以内」と解してよいか。そうであれば、「（平均2.5年以内）」と、表現を変更していただきたい。	そのような理解で結構です。ご指摘を踏まえ、明確化のため、「満期は5年以内（平均2.5年以内）」と修正いたします。	全国信用金庫協会
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②	コア預金の満期に計算において、「満期は5年以内（平均2.5年）」として銀行が独自に定める」と記されているが、満期を定めない預金の場合実質的な年限はゼロ年とするのが適当ではないか。	流動性預金のすべてが、即日流出したり、マーケット金利に完全連動するわけではないことから、満期を0年とすることは金融機関にとって保守的過ぎると考えられるため、コア預金の考え方を導入したものです。	日興シティグループ証券
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3	金利パーセントイル値の定義であるが、金利変化の大きさを大きい順から並べて定義するのか、小さい順から並べて定義するのか決めて欲しい。 小さい順から並べれば、1%タイル値=-0.6%、99%タイル値	一般には小さい順から並べるものと考えられますが、結果的には1%タイル値及び99%タイル値を考慮し、このうち経済価値の減少が大きいほうの金利変動により金利リスク量を算出することとなるので、ご懸念の混乱は少ないものと考えて	日興シティグループ証券

<p>(2) ②</p>	<p>=+0.8% 大きい順から並べれば、1%タイル値=+0.8%、99%タイル値=-0.6% のように、同じデータを用いても値が異なってくる。両方向うのであれば得られる結果は同じであるが、報告を行う上ではどちらかに決めていただいたほうが混乱が無くてよいと考えられる。</p>	<p>います。</p>	
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2) ②</p>	<p>ここで定義される自己資本への影響は、有価証券だけではなく、預貸を含めたバンキング勘定(資産・負債を共に含む)と考えてよいか。それとも有価証券だけと考えてよいか。</p>	<p>有価証券だけではなく、預貸を含めた資産、負債及びオフ・バランス取引の金利リスク量を勘案します。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2) ②</p>	<p>ここで定義される自己資本への影響で、有価証券の目的毎の影響はどのようになるのか。①その他保有目的の有価証券における損失の自己資本への影響は実効税率考慮後の影響を考えればよいか。②満期保有目的の有価証券の損失は影響が無いと考えてよいか。③売買目的有価証券はバンキング勘定ではないので、自己資本への影響は考慮しなくて良いか。</p>	<p>①②その他保有目的の有価証券、満期保有目的の有価証券であっても経済価値の損失を考慮することとなります。その際実効税率は考慮しません。 ③自己資本比率規制上マーケット・リスクを適用していない金融機関については、売買目的有価証券についても金利リスク量を勘案します。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2) ②</p>	<p>ここで定義される自己資本への影響で、有価証券以外の資産はどのように考えるのか。これらは時価会計の対象勘定科目ではないので金利が変化しても価格が変化しないと考えるよいか。それともオプション性も考慮した債券と同等と考えて価格が変化すると考える必要があるのか。この場合、実効税率による影響などは考慮可能なのか。</p>	<p>経済価値が金利に感応しない資産等については、金利リスク量を勘案しなくても差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2) ②</p>	<p>ここで定義される自己資本への影響で、負債勘定科目はどのように考えるのか。例えば、預金を満期までの債券と考えれば金利が上昇したときに価格が低下すると考えることで、自己資本には正の影響があると考えることも可能なのか。あるいは預金者には預金の元本部分に関してペナルティなしで繰上償還できるオプションを有していると考えれば、金利上昇時には預金価値は低下しないと考えることも可能であるが、どちらの考えを適用するのか。また実効税率の影響は考慮するのか。</p>	<p>ご意見のように、預金について金利が上昇したときに価格が低下すると考えることで、自己資本には正の影響があると考えることが可能です。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (２)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「イ. 上下 200 ベーシスポイントの平行移動」、「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の自己資本の影響を計算することになっているが、金利が上昇した場合だけではなく、金利が低下した場合も影響を計算すると考えてよいか。その場合、わが国では金利水準が非常に低いため、特に「イ.」の方法で計算すると金利がマイナスになってしまうが、その場合にはマイナスにならない値を適当に（例えば 0. 1%）を下限として計算してよいか。</p>	<p>金利が低下した場合も影響を計算すると考えて結構です。「イ.」の方法で計算すると金利がマイナスになる場合は 0 を下限とすることとなります。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (２)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「イ. 上下 200 ベーシスポイントの平行移動」、「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の自己資本の影響を計算することになっているが、この場合考慮するのは円金利のみと考えてよいか。それとも、外貨金利が変化した場合の影響も考慮する必要があるか。リバースデュアル債（円貨元本、外貨利率）のような商品の場合、円金利以外のリスクを考えることは必要とされるか。</p>	<p>資産又は負債の 5%を超える外貨については、別途金利リスク量の算定が必要です。そうでない場合は円金利による金利リスク量を算定することとして差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (２)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「イ. 上下 200 ベーシスポイントの平行移動」、「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の自己資本の影響を計算することになっているが、その選択は銀行に委ねられていると明記されている。これは、①毎年方法を変更することは可能と考えてよいか、②円金利変化は「イ」、外貨金利変化は「ロ」を選択する、ことは可能と考えてよいか。</p>	<p>①アウトライヤー基準における標準的金利ショックの選択は、金融機関に委ねられます。ただし、一般論として、マーケット環境の変化に応じてより適切な方法に変更することは認められるが、基本的にはできる限り一貫して使用することが望ましいと考えています。 ②ご意見の方法でも差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (２)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の方法を選択した場合、例えば、10 年金利の過去推移から金利ショックの大きさを計算し、それをすべての年限に適用してよいか。それとも、他の年限に適用する場合はそれぞれの年限金利の過去推移から金利ショックの大きさを計算して適用する必要があるか。</p>	<p>「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の方法を選択した場合、各期間帯に見合った市場金利の変動を勘案する必要があります。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 Ⅱ－２－５－３ (２)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「ロ. 1パーセント値、99 パーセント値の金利ショック」の方法を選択した場合、円金利の代表的な指標としては国債金利、円スワップ金利がある。例えば円スワップ金利の過去推移から金利ショックの大きさを計算して、国債金利の金利ショックとみなしてよいか、それとも国債への影響を計算する場合は、国債金利の過去推移から計算する必要があるか。</p>	<p>可能な限り、保有しているものと整合的なショックを用いるべきであるが、その金融機関の金利リスクの特性等を勘案し、適切なショックを用いていると判断できる限りにおいては、金融機関の判断に委ねることとしています。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>

<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>アウトライヤー基準においては、1年間保有した場合の標準的な金利ショックの影響を考えることになっていると考えられる。であるならば、現在の金利が即座に2%変化するとは考えにくく、1年後に2%変化した場合の影響を考えるとしたほうが適切ではないか。その場合には、1年経過することによる業務純益による自己資本の増大、1年経過することによるデュレーションの短期化（金利リスクの減少、含むローリング効果）を考えて計算することは可能であるか。それとも、非現実的であるものの、即時的に金利が2%変化（あるいは1パーセンタイル値、99パーセンタイル値の金利ショック）する状況を想定して自己資本の影響を計算しなければならないのか。</p>	<p>アウトライヤー基準においては、1年間保有した場合の標準的な金利ショックの影響を考えるのではなく、現在金利ショックを与えた場合の経済価値の変動額を考慮するものです。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「ロ. 1パーセンタイル値、99パーセンタイル値の金利ショック」の方法を選択した場合、グリッドデルタ（各年限毎の金利変化による影響の大きさ）に各年限毎の金利ショックの大きさを掛け合わせることでその影響を計算してよいのか。それとも、実際にイールドカーブを金利ショックの大きさだけ変化させた影響を計算する必要があるのか。</p>	<p>グリッドデルタ（各年限毎の金利変化による影響の大きさ）に各年限毎の金利ショックの大きさを掛け合わせることで、その影響を計算して差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、「ロ. 1パーセンタイル値、99パーセンタイル値の金利ショック」の方法を選択した場合、グリッドデルタ（各年限毎の金利変化による影響の大きさ）に各年限毎の金利ショックの大きさを掛け合わせる方法で行うことが選択可能であった場合を考える。この方法において、一部の証券会社のシステムでは年限を粗く取っている（例、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年、15年、20年、30年）ため、15年変動利付国債のような商品の価格変動リスクを適切に表していないことが容易に想定されるが、このような方法で計算は許されるのか。それとも、年限毎のリスクを細かく取っている方法で計算する方法の方が精緻で好ましいのか。</p>	<p>その金融機関の金利リスクの特性等を勘案し、適切な期間帯の数を設けていると判断できる限りにおいては金融機関の判断に委ねることとしています。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>アウトライヤー基準において、金利ショックにおける自己資本への影響（基本的項目 Tier I、補完的項目 Tier II）の合計額を計算するとなっているが、その場合、評価損の場合は実効税率による影響を考慮すると考えてよいのか。考慮する場合、過去5年間に収めた税金の額を超えていても問題は無いのか。それとも過去5年間に収めた法人税総額を上限とすべきか。また、これらの計算を行うにおいて、国内基準行、国際基準行では基本的項目と補完的項目計算の影響を</p>	<p>特に実効税率は考慮しなくても差し支えありません。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>

	それぞれの基準で計算すると考えてよいか。		
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-2-5-3 (2)②</p>	<p>コア預金については継続使用が記述されていますが、標準的金利ショックについては、継続使用が記述されていません。この2種類は十分整合性があるものとしてバーゼル委員会が定義したものだと考えられますので、継続使用が必要ではないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>アウトライヤー基準における標準的金利ショックの選択は、金融機関に委ねられます。ただし、一般論として、マーケット環境の変化に応じてより適切な方法に変更することは認められますが、基本的にはできる限り一貫して使用することが望ましいと考えています。</p>	<p>日興シティグループ証券</p>